

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第三十五号

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例

第一条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例（昭和三十年佐賀県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改める。

第二条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十一・五」に、「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

（平成二十二年十二月に支給する期末手当の額）

2 平成二十二年十二月に支給する期末手当の額については、第一条の規定による改正後の佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例第三条第二項の規定にかかわらず、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十二年佐賀県条例第三十三号）附則第三項の規定の例によらないものとする。

第一条（佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第三条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第三条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の百六十五」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

第二条（佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第三条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の百四十一」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第三条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十五」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。</p>